

第3次江別市男女共同参画基本計画 骨子案

記載項目	記載内容
1 計画策定の趣旨	<p>江別市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定した。平成21年3月には、あらゆる場面において、性別に関わりなくお互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を發揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の制定し基本計画の見直しを行った。</p> <p>その後、平成26年3月には、新たな「江別市男女共同参画基本計画(平成26年度～平成35年度)」を策定し、平成30年度の間見直し時には「女性活躍推進計画」として位置づけ、各種施策を推進してきた。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて、各種啓発や子育て支援のための環境整備などにより、一定の前進が図られた一方、男女の固定的性別役割分担意識が根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画はまだまだ十分だとは言えない状況である。</p> <p>現基本計画は、令和5年度末をもって計画期間が終了するため、これらの課題を踏まえ、江別市がすべきことを整理し、重点的、集中的に取り組んでいくことを示した新たな基本計画を策定する。</p>
第1章 計画の基本的な考え方 2 計画の位置付け	<p>男女共同参画社会基本法第14条第3項及び江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、えべつ未来づくりビジョン(第7次江別市総合計画)の個別計画と位置付けられており、基本方針1から4は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画(女性活躍推進計画)と位置付けている。</p> 
3 計画の構成	<p>この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った基本方針と市が主体的かつ重点的に取り組むべきものを明確にした重点項目で構成している。</p>
4 SDGsとの関係	<p>第7次江別市総合計画におけるまちづくりの基本計画にも取り入れられており、本計画においても持続的な社会を目指すものとしてSDGsの取り組みを推進するもの。</p>
5 計画期間	<p>この計画の期間は、令和6年度～令和15年度までの10年間としますが、国の動向や社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行っていく。 重点項目は計画の中間年である令和10年度までに実施する事業及び目標を設定する。</p>
第2章 江別市民の男女共同参画に関する意識 1 男女共同参画アンケートの結果	<p>家庭での役割分担 (基本方針1-2の図)</p> <p>女性の働く意欲 (基本方針3-3の図)</p> <p>男性の育児休業 (基本方針3-2の図)</p> <p>女性の管理職昇進(基本方針2-4の図)</p> <p>職場で、仕事の内容や待遇面で性別による違い(基本方針2の図)</p> <p>市で行う取組 (取り組み全体にかかる図)</p>

記載項目	記載内容
<p>第3章 計画の内容</p> <p>基本方針1</p> <p>男女平等・共同参画と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり</p>	<p>現状と課題</p> <p>平成11年の男女共同参画社会基本法制定後、江別市では、平成14年に男女共同参画基本計画を策定し、平成21年には男女共同参画を推進するための条例を施行し、その後、新計画の策定・見直しを行うとともに、講演会の開催等により男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に努めてきた。</p> <p>① 全ての人が自分の能力を発揮し、自分らしく生きることの社会を実現していくには、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重されなければならない。 そのためには、長年に渡り人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などの意識を改める必要がある。 「男性は仕事、女性は家事や育児」という考えを持っている人は、令和5年5月に実施した市民アンケート結果において、19.3%と、平成25年度の45.4%からかなり減少していることから、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつある。(※図) また、男女の地位や立場の平等感については、同じく市民アンケート結果において家庭・地域・職場・学校それぞれで、平等だと感じる割合は5割を超えてはいるが、男性の方が優遇されている、どちらかという優遇されていると思う人の割合は、学校教育の場以外の場で約4割となっており、働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識が根強く存在していることを表している。(※図)</p> <p>② 男女共同参画意識の形成は、子どもの頃から身体的性差を踏まえ、ジェンダー平等の重要性を伝えることが必要であり、学校や家庭での教育が大きな役割を担っている。 共働きの両親が協力して家事や育児をしている姿を見て育つことにより、女性だけではなく、男性も家事・育児をすることが当たり前という意識が芽生え、大人になっても抵抗なく家事や育児に参加していくことが期待される。</p> <p>③ 性別による固定観念や偏見は、女性だけではなく男性にとっても生きづらさを感じる要因となっており、さらには、性の多様性に対する理解を進めるにあたり弊害となる要因の一つでもあり、このような意識の解消が重要な課題となっている。 「男性は仕事、女性は家庭」という「昭和モデル」の社会から、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」の実現に向け、様々な視点から幅広い年齢層に意識づくりの啓発を進める必要がある。</p> <p>※H20、H24、H29、R4の推移のグラフを掲載予定</p> <p>主な取組</p> <p>① 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる年齢層のすべての人々に対し、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画の広報、啓発活動に努める。 ② 身体的性差を踏まえ、子どもの頃から家庭や学校を通して男女共同参画の重要性を伝える。 ③ 性の多様性を認め合い、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努める。</p>
<p>基本方針2</p> <p>政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進</p>	<p>現状と課題</p> <p>男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要。 令和5年(2023年)6月に公表されたジェンダーギャップ指数において、日本は146か国中125位となり、「教育」と「健康」は世界でトップクラスである一方、「政治」と「経済」は値が低く、日本の女性活躍推進は、諸外国と比べかなりの遅れをとっていると言える。</p> <p>① 江別市においては、江別市男女共同参画を推進するための条例により、審議会等の委員の数を男女のいずれかが4割未満にならないよう努めると規定し、女性委員の登用率の向上に努めてきた。 これまで、選考方法の見直しや、公募委員の拡充、各推薦団体に協力を依頼するなどにより、市の女性の登用率は30.9%と上昇してきているものの、いまだ4割に届かない状況である。(※図)</p> <p>② 一方、令和5年4月1日現在の江別市職員における女性職員の割合(医療職を除く)は27.3%で、同じく管理職の女性職員の割合は10.9%、同じく係長相当職の女性職員の割合は21.5%と、市職員における男女の差は縮まってきており、人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境が整ってきている。(※図)</p> <p>③ 市議会議員においては、女性の割合は44%(令和5年5月現在)と、全国でも高い数値となっており、政治分野での女性の活躍は進んでおり、全国からも注目されている。</p> <p>④ 男女共同参画アンケートで管理職に昇進したくないという女性の割合が6割弱となっている結果から、政策や方針決定への女性の参画を推進するためには、環境整備のみならず、女性自身が積極的に参加しようという意識の転換が重要となる。(※第2章の図を参照)</p> <p>※H20、H24、H29、R4の推移のグラフを掲載予定</p> <p>主な取組</p> <p>① 審議会等への参加時の託児やオンライン会議での出席など、女性が参加しやすい環境整備に努める。 ② 市職員においては、男女を問わず、多様な研修や職務経験により、職域による男女比の偏りの減少に努めるとともに、キャリアアップを支援する体制を整え、昇任意欲を喚起する。 ③ 政策や方針決定過程への女性の参加を促進するために、人材育成セミナーへの女性の参加を促し、女性の意識向上を図る。</p>

記載項目	記載内容
第3章 計画の内容	<p>基本方針3</p> <p>現状と課題 男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法、女性活躍推進法などの法整備により、結婚・出産後も働く女性が増加し、女性の年齢階級別労働力人口比率における、M字カーブの底が浅くなり、令和4年時点の共働き世帯は、専業主婦世帯の3倍近くとなっている。(※最新のM字カーブの図)</p> <p>① 江別市民が感じている職場における男女の平等感は、徐々に上がってきており5割を超えている一方で、約4割は、男性が優遇されていると感じている。(※図は、基本方針1-1の図) また、男女共同参画アンケートによると、約5割が仕事の内容な待遇面で性別による差はないと答えている。(※第2章の図を参照)</p> <p>② 男性の育児休業については、令和4年度における市の男性職員の取得率は52.8%と上昇しているが、市内事業所の男性の育児休業の取得は進んでいない。 男性の育児休業取得は、男女共同参画の推進において重要な取組の一つであり、男女共に仕事と育児や介護が両立できる環境整備が課題である。</p> <p>③ 女性が仕事を持つことについて、男女共同参画アンケートでは、結婚・出産で一時的に辞めても子どもが大きくなったら働くほうがよいと4割近くの方が答えており、再就職の支援が課題である。(※第2章の図を参照)</p> <p>主な取組</p> <p>① 市内事業所等に男女の均等な雇用と待遇の確保、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児・介護等を理由とするハラスメントの防止に向けた広報や意識啓発を行い、女性が働き続けられる環境の整備に努める。 ② 事業所に向け、ワーク・ライフ・バランスの推奨や、事業所内保育所の助成による支援、介護離職防止に向けた支援など国で行っている制度などについて周知をする。</p>
働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<p>基本方針4</p> <p>現状と課題 働く女性が増え、共働き世帯が主流となっている現在、女性の活躍を推進するためには、仕事と家庭の両立可能な環境づくりが必要である。</p> <p>① 家庭生活における役割分担をみると、女性が担っている部分が多く、家事や育児をしながら仕事をするということは、女性にとって負担が大きく、男性が積極的に家事や育児への参加できる環境づくりが課題となっている。</p> <p>② 男性が家事・育児・介護に積極的に参加するためには、男性の家事・育児・介護について職場や周囲の理解が進むこと、家族で分担について十分に話し合うこと、働き方を見直し、家族での時間にゆとりを持たせることが必要だという回答が多くみられ、周囲の理解と働き方の見直しが課題である。(男女共同参画アンケート) 男性が育児に関わることについては、父親も育児を行うことが当然、母親とは違う役割があるから子どもにとって良い影響を与えるとの回答が多いことから、父親の育児参加はあたりまえという意識が培われてきている。(男女共同参画アンケート)</p> <p>③ 男性が家事・育児・介護に関わる時間が少ない要因の一つとして、男性の長時間労働が挙げられる。仕事中心の生活から仕事と家庭や趣味を両立できるような環境整備が必要。</p> <p>主な取組</p> <p>① 男女が協力して家事・育児・介護に関わることはあたりまえという社会となるよう、セミナーや事例紹介などにより、全ての世代に対し意識啓発を行う。 ② 家事・育児・介護などの女性が多く担っている無償労働の負担を減らすために、民間や行政によるサービスを利用しやすい生活環境の整備に努める。</p>
子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進	<p>基本方針5</p> <p>現状と課題 暴力は、重大な人権侵害であり、どんな場合でも、たとえ身近な関係にあったとしても許されない行為である。特に女性に対する暴力は、固定的性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であるとも言われており、その根絶に向けた対策が必要。</p> <p>① DV(配偶者等からの暴力)被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあり、暴力を目撃した子どもにも様々な心身の症状が表れることもある。 また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いてしまうなど、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与える。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、江別市においても配偶者等からの暴力に関する相談件数は、増加しており、相談体制の強化や被害者及び子どもが安心して暮らせる環境を整えるための支援が課題である。 昨今では、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などのほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力が多様化しており、複数の困難な状況を抱え貧困に陥る若年層が増えているため、迅速かつ丁寧に対応していく必要がある。</p> <p>③ 暴力被害を個人の問題として捉えるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。</p> <p>女性だけではなく、男性や性的マイノリティの方々も含めた相談・支援体制を充実させるとともに、被害の潜在化の防止や、警察、女性相談援助センター、民間団体等関係機関との連携強化など、あらゆる暴力の根絶のための対応が求められている。</p>
あらゆる暴力の根絶に向けた取組	

記載項目	記載内容
第3章 計画の内容	<p>主な取組</p> <p>① セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、DV、性犯罪その他あらゆる暴力行為が人権侵害行為であるという社会的認識を浸透させるため、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努める。</p> <p>② 子どもの目の前で家族に暴力を振るうことは児童虐待に当たり、子どもの心身の発達に影響を与えるため、DV防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化に努める。</p> <p>③ 被害者の避難や相談が安心してできるよう、相談窓口の周知等の支援を行う。</p>
基本方針6 生涯にわたる男女 の健康支援	<p>現状と課題</p> <p>女性も男性も互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となる。</p> <p>① 生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった年代に応じて心身の状況が大きく変化するという特性から、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点を重視し、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うことが重要である。 また生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実や意識啓発などを行う必要がある。</p> <p>② 女性が生涯に渡り健康であるためには、年代ごとの取組が必要で、若年層には、人工妊娠中絶、性感染症などについて正しい知識身につけるための啓発、成人女性には、妊娠・出産への支援や不妊治療にかかる経済的負担の軽減と職場の理解促進、更年期障害への理解や治療の普及の促進が必要である。</p> <p>③ なお、江別市では、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、「だれもが健康的に安心して暮らせるえべつ」を目指して、平成29年4月に「健康都市えべつ」を宣言し、健康寿命の延伸に向けた取組を進めている。</p> <p>主な取組</p> <p>① 妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透を図る。</p> <p>② 乳がんや子宮頸がんといった女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性や健康づくり情報を発信する。</p> <p>③ 日頃から健康を意識し、健(検)診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進める。</p>
基本方針7 男女共同参画の視 点に立った防災・ 災害復興体制の整 備	<p>現状と課題</p> <p>東日本大震災などこれまでに発生した災害により、災害時の避難場所の運営等において、女性の視点の必要性が認識されるようになってきた。</p> <p>① 男女のニーズの違いに配慮するとともに、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という固定的性別役割分担意識から、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要である。</p> <p>② 被害予測の難しい災害に対応するためには、市民一人ひとりの防災に関する知識や対応力を身につけ、災害対策決定の場や防災活動の場に女性、子ども、障がい者、性的マイノリティなど多様な視点から意見を取り入れられる仕組みづくりが重要である。</p> <p>③ 災害を身近な問題として危機管理に努め、性別や年齢などに関わらず、多様な意見が反映されるためには、防災分野における政策や方針決定過程、防災活動の場に誰もが参画できる仕組みと、自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識の改革を進める必要がある。</p> <p>主な取組</p> <p>① 防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性の目線を重視した備蓄や避難所運営訓練を実施する。</p> <p>② 防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努める。</p> <p>③ 市の防災会議の委員に女性を積極的に登用する。</p>

記載項目	記載内容
第4章 重点的に取り組む施策	<p>重点項目1</p> <p>男女平等・共同参画と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり</p> <p>主な取組</p> <p>① 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる年齢層のすべての人たちに対し、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画の広報、啓発活動に努める。</p> <p>② 身体的性差を踏まえ、子どものころから家庭や学校を通して男女共同参画の重要性を伝える。</p> <p>③ 性の多様性を認め合い、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努める。</p>
	<p>重点項目2</p> <p>働く女性のための環境整備</p> <p>主な取組</p> <p>① 働きたい女性のための就職・再就職を支援するため、関係機関との連携による各種セミナーなどを開催する。</p> <p>② 結婚・出産や介護をしても働き続けられるよう、企業に対して、事業所内保育所の助成への支援、介護離職の防止に向けた支援など、国の制度を周知する。</p> <p>③ 子育て情報の提供や待機児童対策などにより、子育てしやすい環境づくりに努める。</p>
	<p>重点項目3</p> <p>男性が家事・育児・介護等に参加しやすい環境づくり</p> <p>主な取組</p> <p>① 市の男性職員に対し、管理職による育児休業取得について意思確認を徹底するとともに、他の職員に対する配慮に努める。</p> <p>② 男性が家事・育児・介護に参加することが男女ともに負担とならないよう、セミナーや研修会の中で家事などが体験できる機会を設ける。</p> <p>③ 全ての世代において、男性の家庭参画が当たり前という意識となるよう啓発を行う。</p>
	<p>2 数値目標</p> <p>男性または女性の方が優遇されていると感じる割合 家庭・地域・職場・学校</p> <p>男女が平等となっていると思う人の割合 家庭・地域・職場・学校</p> <p>審議会委員の女性委員の割合</p> <p>市職員における女性管理職の割合</p> <p>市職員における男性の育休取得率</p> <p>男女同程度に家事・育児等を行なう割合</p>
第5章 推進体制	<p>1 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表</p> <p>男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めて行くために、重点項目の適切な進行管理と、計画の進捗状況を公表する。</p>
	<p>2 庁内推進体制</p> <p>男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題として捉え、施策を推進していく。</p>
	<p>3 審議会の設置</p> <p>男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置する。</p>
	<p>4 男女共同参画に関する調査研究の推進</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取組を進める。</p>
	<p>5 男女共同参画推進に向けた支援・連携</p> <p>男女共同参画を推進するためには、市民の理解が最も重要です。情報の収集や交換を行いながら、市民や企業、関係機関・団体と協力・連携して、総合的に取組を進める。</p>
資料	<p>計画策定に係る経過</p> <p>江別市男女共同参画審議会委員名簿</p> <p>江別市男女共同参画を推進するための条例</p> <p>SDGs(持続可能な開発目標)目標5及び目標16のターゲット</p> <p>北海道男女平等参画推進条例</p> <p>男女共同参画基本法</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律</p> <p>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例</p>